

上里町中学生体験研修参加費補助金交付実施要領

1. 目的

この要領は、上里町中学生体験研修参加費補助金交付要綱(平成 31 年 4 月 1 日施行)に定めるものを除くほか、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 実施主体

上里町教育委員会

3. 補助金の申請方法

研修に参加する生徒の保護者（以下「申請者」という。）が、上里町中学生体験研修参加費補助金交付申請書〔様式第 1 号〕に下記の書類を添えて、教育指導課へ提出する。

- ①研修参加申込書（控）
- ②学校長推薦書
- ③生徒及び保護者決意書
- ④参加研修の予定表（日程表）※研修内容の記載のあるもの
- ⑤研修中の保険の概要書
- ⑥参加費請求書（明細書）及び領収書

4. 補助金利用回数

中学校在籍期間中、生徒 1 人 1 回とする。

5. 補助対象となる研修

海外での語学研修、ホームステイ、留学、国内での様々な宿泊研修、ボランティア体験等とする。個人的な研修については対象とならないものとする。海外での体験研修においては、主に以下を内容とする 3 日以上でかつおおむね 18 時間以上の英語を使用するプログラムであること。

- ①外国人と共に課題に取り組む
- ②自らの考えをまとめ課題の解決を探る
- ③埼玉県や日本、外国の文化及び社会に関する理解を深める
- ④日本人の海外留学について考える

6. 審査について

申請後、該当生徒及び保護者に対して教育指導課が面接を行う。面接内容と研修内容を審査して決定する。

審査基準は以下とする。

- ①目的の明確性（研修の目的設定や問題意識が明確か）
- ②計画の実現性（具体的で、実現性のある計画が立てられているか）
- ③実施体制（内容や保険など十分な実施体制が整っているか）
- ④有効性（ボランティア人材やグローバル人材を育成しようとするものか）
- ⑤費用対効果（補助金が有効に活用される計画内容か）
(金銭的に過大ではないか)

7. 補助金の額

研修の参加費用（保険料等含む）として、研修実施機関（主催業者等）へ納めた額の2分の1の額（海外研修は上限10万円まで、国内研修は上限5万円までとする）を補助する。但し、パスポートの申請費用、参加者事前研修（オリエンテーション等）への参加費用は補助対象外とする。

8. 実績報告書の提出

申請者は、「上里町中学生体験研修参加費補助金実績報告書」〔様式第4号〕に下記の書類を添えて教育指導課へ提出する。

① 研修へ参加した感想文

※参加した生徒が手書きで作成し、1000文字以上

（A4サイズ、横書き、400字詰め原稿用紙）

② 研修参加中の活動写真（生徒が写っているもので、2枚以上）

③ 体験研修中の活動資料

9. 決定の基準

上里町中学生体験研修参加費補助金交付要綱に基づき、上里町中学生体験研修参加費補助金交付要領の6項の審査についてにより町が決定する。

10. 実績報告会

研修に参加した生徒及び申請者は町長、副町長、教育長及び学校において体験研修報告会を行う。

11. 補助金の支払方法

補助金は、実績報告の書類が提出され、決定後、申請者の指定口座へ振り込むものとする。

12. その他

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。